

グローバルな情報社会の構築と今後の課題

大橋郁夫



CONTENTS

- I 拡大する国際的なデジタルデバイド
- II 国連を中心とする国際社会の取り組み
- III 日本政府のデジタルデバイドへの取り組み
- IV グローバルな情報社会に向けた国際社会と日本の課題

要約

- 1 ICT（情報通信技術）の目覚ましい進展により、各国のデジタルデバイド（情報格差）が拡大している。このため、国際社会では2000年前後から、グローバルな情報社会の構築を推進すべきであるという議論が始まった。
- 2 2000年の九州・沖縄サミットでは、IT（情報技術）憲章をまとめ、デジタルデバイド解消のために作業部会の設置を決めた。日本政府は150億ドルのIT支援を国際公約した。国連ではミレニアムサミットで、開発途上国支援策の一つとしてICT支援を含め、ミレニアム開発目標の中にICT関係の指標を設定した。また、デジタルデバイドの解消を地球的規模の課題と位置づけ、議論の場として国連サミットを計画し、ITU（国際電気通信連合）を中心に、他の国際機関と各国が参加する形で、WSIS（世界情報社会サミット）を2回開催した。
- 3 わが国では、九州・沖縄サミットで公約した150億ドルの支援とともに、ODA（政府開発援助）大綱と中期ODA政策を見直して、ICT支援も明示することとなった。また、IT戦略本部を設置して「e-Japan戦略」を策定し、国内だけでなく、国際的なデジタルデバイドの解消にも取り組むこととなった。
- 4 デジタルデバイドを解消してデジタルオポチュニティ（情報利用機会）をつくり、グローバルな情報社会を構築するには、国際機関も日本政府も、既存関係機関の活動の調整だけでは不十分である。今後は、ICT支援を中心に実施する強力な権限を持つ組織の設置と実施手続きの迅速化が重要な鍵となる。

I 拡大する国際的な デジタルデバイド

2003年12月と2005年11月の2回、国連WSIS（World Summit on the Information Society：世界情報社会サミット）が開催された。この会議は、ICT（情報通信技術）を中心にして、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、デジタルオポチュニティ（情報利用機会）をつくり、国際社会をグローバルな情報社会として構築するために、関係各国、各国際機関がそれぞれ努力し、協力する旨の合意が行われた画期的な会議であった。

これまでの国際社会は、国連が中心となつて、地球温暖化をはじめとする環境問題など、地球的規模で取り組む必要のある課題として共通の認識がなされたときに、そのテーマについて論議するために「国連サミット」という形で会議を開催してきた。

今回、①デジタルデバイドの解消をはじめとするICTの整備とその利用・活用が、地球的規模で取り組むべき課題として世界共通に認識された、②ITU（国際電気通信連合）だけでなく、国連が中心となって関連する国際機関や各国が多数参加したなかで、国際社会がこの地球的規模の課題の解決のために取り組むべき方策について、一定の合意が形成された――という2つの点で、このWSISは画期的な会議であった。

確かに、ICTの発展は目覚ましいものがある。これまで有線でつなぎ、固定した場所でのみしか利用できなかった電話が、技術の進歩によって持ち運び可能になり、出先や移動中でも通話が可能な携帯電話としても利用されるようになった。また、インターネットを利用

して世界の情報を即時に入手し、電子メールによって世界中のインターネットの利用環境にある人々と、国境を超えて自由に通信を行えるようになった。

かつては電話が利用できるかどうかが地域の重要な関心事の一つだったが、今や携帯電話を利用できるかどうかとか、インターネットのブロードバンド（高速大容量回線）環境にあるかどうかとかが、地域の重要な関心事項となってきた。

インターネットの利用は急速な勢いで普及しており、ITUによれば、2003年末時点の利用者数は世界で6億8800万人に上る。先進国では、インターネットはすでに経済・社会の重要なインフラとして位置づけられている。他方、基本的なライフラインとして位置づけられている固定電話が利用できない地域も広く存在する。ITUによれば、世界で10億の人々が、いまだに電話の単なる通話機能さえ利用できない状況に置かれている。

諸外国における情報通信の普及状況を比較すると、高所得国と低所得国の間に顕著な格差が存在しており、国際的な情報通信の利用格差の是正は大きな課題となっている。

2003年時点で、高所得国（国民1人当たりGNI〈国民総所得〉が9076ドル以上）の人口は世界全体の15.6%に過ぎないが、世界の固定電話回線数の48.2%、携帯電話（携帯電話、PHSなど）加入数の50.8%、インターネット利用者数の65.2%が高所得国に集中している³¹。

他方、低所得国（国民1人当たりGNIが735ドル以下）の人口は全世界の40.4%を占めるが、固定電話回線数では6.8%、携帯電話加入数では5.3%、インターネット利用者

数では5.6%を占めるに過ぎない²²。

このように1人当たりの所得と固定電話回線数、移動電話加入数、インターネット利用者数の人口比には、きわめて高い相関関係が見られる。

ICTを「持つもの」と「持たないもの」との格差をデジタルデバインドという。生活環境や地域の差がそのままパソコンに触れる機会の差になり、それが所得の格差につながっている。このような格差は、各国の国内問題としても存在するが、国際社会においても厳然と存在しており、情報社会の国際的な発展を促進するためにも、デジタルデバインドの解消は重要な課題である。

21世紀の国際社会が目指すべきものは、いつでも、どこでも、誰でも利用できるユビキタスネットワークを活用したグローバルな情報社会の構築である。このグローバルな情報社会を構築するために、まず、これまでの国際社会の取り組みと日本の取り組みについて振り返ることとする。

II 国連を中心とする 国際社会の取り組み

1 デジタルデバインド解消への 認識が高まった2000年

デジタルデバインドという言葉は、アメリカ商務省がとりまとめた「ネットをこぼれ落ちる (Falling through the Net)」という報告書シリーズの第2回 (1998年7月公表) から用いられ、それ以後一般的に使われ始めたとされている²³。また、この言葉は1999年12月に同省が主催した「デジタルデバインドサミット」を契機に世界的に定着したという²⁴。

一方、デジタルデバインドという言葉こそ使われていないが、デジタルデバインド解消のために議論の場をつくるという動きは、1998年11月にアメリカのミネアポリスで開催されたITU (国際電気通信連合) 全権委員会会議ですでに始まっている (全権委員会決議73)。

1999年4月には国連調整管理委員会で、ITU主導の会議として「グローバルな情報社会に関する国連サミット」を開催することが支持された。2000年のITU理事会で、同事務局に対し、2003年にWSIS (世界情報社会サミット) を開催するために、日時や場所について具体的に検討するようにとの指示が出された (理事会決議1158)。そして2001年のITU理事会で、2003年に第1フェーズとしてジュネーブで、2005年に第2フェーズとしてチュニジアのチュニスで開催することが決定された (理事会決議1179)。

このようなITUのサミット開催をめぐる取り組みに対して、国連はICT (情報通信技術) を育成するさまざまな国家事業や国際的イニシアチブの間に協力体制をつくる必要性を認め、「情報社会に関連するあらゆる問題」を対象としてサミットを開催することとし、2001年12月に国連総会でWSISの開催が正式に決定、承認された (国連総会決議56/183)。

他方、G8サミット (先進国首脳会議) では、1994年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられ、各国首脳の情報通信分野の重要性に対する認識が高まってきていた (表1)。特に、2000年の九州・沖縄サミットで、初めてデジタルデバインドの解消をサミットの議題の一つとして取り上げることとなった。

2000年には、これ以外にもデジタルデバイ

ドをめぐる多くの動きがあった（次ページの表2）。

たとえば、9月には国連ミレニアムサミットが開催され、ミレニアム宣言がまとめられた。また10月には、東京でAPT（アジア・太平洋電気通信共同体）が主催して、アジア太平洋情報社会サミットが開催され、「東京

宣言」がとりまとめられた。その中で、「できる限り2005年までに、学校や郵便局等公共的な施設からのアクセスを含め、アジア・太平洋地域すべての人々がインターネットにアクセスできるよう全力を挙げる」ことを当面の目標として設定するなど、国際的なデジタルデバйд解消の重要性を指摘している。

表1 近年のサミット（先進国首脳会議）における主要議題

会議名	主要議題（抜粋）	
	経済	政治
ナポリ・サミット 1994年7月8～10日 (イタリア)	「雇用と成長」 「WTOの早期設立」 「世界情報通信基盤の構築」 (G7情報通信閣僚会合の開催に合意)	「北朝鮮の核兵器保有問題」 「旧ユーゴ情勢」
ハリファクス・サミット 1995年6月15～17日 (カナダ)	「IMFの見直し」 「為替の安定」 「ガット・ウルグアイラウンド合意の完全実施」 「G7情報通信閣僚合意の成果の歓迎および南ア会合の開催につき合意」	「北朝鮮の核兵器保有問題」 「旧ユーゴ情勢」
リヨン・サミット 1996年6月27～29日 (フランス)	「雇用と成長」 (「情報通信は経済発展のエンジン」である旨言及) 「国連改革」 「国際金融体制の安定」	「国際テロ対策」 「軍縮・核不拡散」 「地球規模環境問題」
デンバー・サミット 1997年6月20～22日 (アメリカ)	「国連改革」 「中国のWTO加盟問題」 「電子商取引」	「地球規模環境問題」 「国際テロ対策」 「地域情勢」
バーミンガム・サミット 1998年5月15～17日 (イギリス)	「アジア経済危機」 「コンピュータ西暦2000年問題」 「雇用」	「国際組織犯罪（ハイテク犯罪）」 「インド核実験」
ケルン・サミット 1999年6月18～20日 (ドイツ)	「重債務貧困国の債務救済」 「世界経済の分析および対応（国際金融システムの強化など）」 「教育と人材」 「情報通信技術の習得、遠隔教育の重要性」 「コンピュータ西暦2000年問題」	「コソボ問題」 「中東和平プロセス」
九州・沖縄サミット 2000年7月21～23日 (日本)	「IT」（デジタルオポチュニティの活用とデジタルデバйдの解消） 「重債務貧困国問題」 「WTO新ラウンド立ち上げ」 「後発開発途上国向けODAのアンタイド化」	「朝鮮半島情勢」 「中東和平交渉」
ジェノバ・サミット 2001年7月20～22日 (イタリア)	「世界経済」（世界経済全体の減速） 「貿易」（WTO新ラウンド立ち上げの実施問題） 「開発」（債務救済問題） 「IT（ドット・フォース報告書の支持）」	「保健基金」（世界保健基金設立構想） 「環境」（京都議定書）

注 1) 太字は情報通信関連

2) G7：主要7カ国、IMF：国際通貨基金、IT：情報技術、ODA：政府開発援助、WTO：世界貿易機関
出所）総務省編『情報通信白書 平成14年版』ぎょうせい、2002年

表2 2000年前後のデジタルデバイドをめぐる世界の主な動き

1998年11月	● ITU全権委員会議で国際会議開催の決議
2000年 4月	● デジタルデバイド解消のための専門家会合
5月	● 世界経済フォーラムで行動計画を発表（7月に当時の森総理に「デジタルデバイドからデジタルオポチュニティへ」と題する報告書を提出）
6月	● EUが「e-Europe2002」の行動計画を採択
7月	● 九州・沖縄サミット ● 国連経済社会理事会ハイレベルセグメント閣僚会合
9月	● 国連ミレニアムサミットおよびミレニアム宣言（147人の国家元首を含む189カ国がサミットに参加） ● OECD “Learning to Bridge the Digital Divide”（デジタルデバイド解消のための学習）と題する報告書を発表
10月	● アジア太平洋情報社会サミット（APT東京宣言と行動計画を採択）
11月	● APEC首脳会議（ブルネイ宣言を採択。2005年までにAPEC域内でインターネットにアクセスできる人口を3倍にする） ● 日・アセアン首脳会議（「e-ASEAN」枠組み合意） ● IT基本法成立
2001年 1月	● 「e-Japan戦略」策定

注）APEC：アジア太平洋経済協力会議、APT：アジア・太平洋電気通信共同体、ASEAN：東南アジア諸国連合、EU：ヨーロッパ連合、ITU：国際電気通信連合、OECD：経済協力開発機構

このように2000年は、各国際機関がデジタルデバイド解消のためのさまざまな取り組みをスタートさせた年になった。

2 九州・沖縄サミットでもデジタルデバイド解消がテーマの一つに

既述のように、2000年7月にG8サミットが九州・沖縄で開催され、デジタルデバイドの解消をテーマの一つとして取り上げた。

同サミットの合意文書の一つである沖縄IT（情報技術）憲章（正式には「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」という）で情報社会の将来像に関するビジョンを示し、ITを「21世紀を形作る最強の力の1つ」と位置づけるとともに、デジタルデバイド解消の重要性を唱え、その解消のために全世界的な参加による推進を求め、今後の進むべき道

として、すべての利害関係者間の効果的な協力が非常に重要であり、「我々の努力をより広範な国際的アプローチに統合するため、我々は、デジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース）を設置することに合意する」としている^{注5}。

これを受けて設立されたドット・フォースの当初の参加メンバーは、①G8（政府・民間企業・NPO〈民間非営利組織〉関係機関）、②EU（ヨーロッパ連合）、③開発途上国^{注6}、④国際機関としてUNDP（国連開発計画）、世界銀行、国連ECOSOC（経済社会理事会）、ITU、ユネスコ、UNCTAD（国連貿易開発会議）、OECD（経済協力開発機構）の7機関、⑤国際ビジネス団体としてWEF（世界経済フォーラム）、GBDe（電子商取引グローバル・ビジネス・ダイアログ）、GIIC（世界情報基盤委員会）の3機関——で、合計では27機関であった^{注7}。

このドット・フォースは、2000年11月に開催された第1回会合以降、計3回の全体会合と5回の非公式会合を重ね、国際的デジタルデバイドの解消に向けた行動計画などに関する報告書（「ジェノバ行動計画」を含む報告書）を2001年5月にG8シェルバ（首脳個人代表）に対して提出した^{注8}。

同報告書は、2001年7月に開催されたジェノバ・サミットにおいて首脳の支持を得、さらに次回のカナダ・カナナスキスサミットで「ジェノバ行動計画」の実施状況をレビューすることが合意された。

2002年6月に開催されたカナダ・カナナスキスサミットでは、この「ジェノバ行動計画」の実施状況をレビューし、G8首脳はそのイニシアチブを歓迎した^{注9}。また、アフリ

カにおけるデジタルオポチュニティの創出を支援する方法などをとりまとめた「G8 アフリカ行動計画」が採択された^{注10}。

3 デジタルデバイドをめぐる 国連の動き

2000年に入り、国連本部でも、ICT支援やデジタルデバイド解消のための動きが活発化した。

まず、4月にECOSOCが中心となって、デジタルデバイドの解消について議論するための専門家会合が開催された。5月にその報告書が提出され、ICTタスクフォースの設置や信託基金の設置が提案された。7月には、ECOSOCハイレベルセグメント閣僚会議で、世界経済におけるICTの重要性を強調した閣僚宣言が出されている^{注11}。

同じ7月に、国連のアナン事務総長は、九州・沖縄サミットに参加する各国首脳に対し、デジタルデバイドの解決に向けての書簡を送付している。

9月には、国連ミレニアムサミットが開催され、国連ミレニアム宣言が採択された^{注12}。このミレニアム宣言の、パラグラフ20の決意の5番目に、デジタルデバイドの解消を目的として、「ECOSOC2000年閣僚宣言に含まれる勧告に従い、情報通信技術をはじめとする新技術の恩恵が、すべての人々に行き渡るようにすること」と記述された。

これらの流れを受けて、2000年11月にICTタスクフォースの設置に関するアドバイザリーグループの会合が開かれた。このグループは、2001年2月にICTタスクフォースの権限、責務、構成などについて国連事務総長に報告をしている。その報告を受けて、国連事

務総長報告書がECOSOCに提出され、設置の準備を進めることとなった。

2001年11月、国連ICTタスクフォースの設立総会が開催され、ICTと「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)」をリンクさせてWSISに寄与させることを目的として、3年間の期限付きで設立されることとなった。ICTタスクフォースは、この総会で、5項目の短期目標と8項目の中期目標を含む行動計画を策定した^{注13} (表3)。

しかし、8項目の中期目標のうち7つは、ドット・フォースにより提言された「ジェノバ行動計画」と同一で、残りの1つは「国連事務総長に対する助言」となっている。

この国連ICTタスクフォースは、種々のプロジェクトの支援と追跡調査を行い、後述する2回のWSISで活動状況を報告するなど、当初3年の期限を1年延長して活動した。

さらに、このタスクフォースは、WSISチュニス会合の終了後、それまでの活動を総括し、引き続きICTを開発途上国の支援に効

表3 ICTタスクフォースの行動計画

短期目標

1. 国際的な指導者のための政策プログラム
2. タスクフォースのホームページとポータルサイトの設置
3. 関係者に対するネットワークの創設
4. メディア戦略の策定
5. 開発のための資源収集の強化

中期目標

1. 国家的、地域的なICT戦略を望む国に対する支援
2. ICTやインターネットに関する政策や技術についての会議への開発途上国からの参加に対する支援
3. アクセスの拡大および接続コストの削減による接続の改善
4. ローカルコンテンツおよびアプリケーションの開発を支援する国家的および国際的取り組みの促進
5. 人材育成、知識の創造および共有の強化
6. 保健およびHIV・エイズなどの感染症対策のためのICT促進
7. 貧困撲滅を含む持続可能な経済発展のための創業および企業家精神の育成
8. 国連事務総長に対する助言

注) HIV：ヒト免疫不全ウイルス、ICT：情報通信技術

果的に活用するために、新しい組織として Global Alliance for Information and Communication Technologies and Development (情報通信技術とその開発協力のためのグローバルな連携の意)を発足させている^{注14}。

4 国連ミレニアム宣言と ミレニアム開発目標

2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアムサミットに参加した147人の国家元首を含む189の加盟国代表は、21世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択した。この宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを掲げ、21世紀の国連の果たすべき役割について提示している。

この宣言の中で、既述のように、「Ⅲ. 開発および貧困撲滅」の中のパラグラフ20、5番目の決意のところで、デジタルデバイドの解消について言及している。

この国連ミレニアムサミットの結果を受けて、2001年9月にミレニアム宣言実施のロードマップが国連総会に報告された。その報告の中で、このミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議、国連サミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめたものが、ミレニアム開発目標である^{注15}。

このミレニアム開発目標は、2015年を目標年次として定め、同年までに達成すべき8つの目標を定めている。その8つの目標とは、①極度の貧困と飢餓の撲滅、②初等教育の完全普及の達成、③男女平等の推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の

健康の改善、⑥HIV（ヒト免疫不全ウイルス）・エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、⑦環境の持続可能性の確保、⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進——である。

そして、その目標に付随する18のターゲットと進捗状況を測定するために、48の指標を掲げている。この中で、ICTに関する目標は、上記の⑧の中で18番目のターゲット、「民間部門と協力して、特に情報・通信における新技術による利益が得られるようにする」として掲げられている。

その指標は、48ある指標の中で47番目として「人口100人当たりの電話回線および携帯電話加入者数」、48番目として「人口100人当たりの使用パソコン台数およびインターネット利用者数」が設定されている。このようにミレニアム開発目標の中では、デジタルデバイスに関する指標は、48指標のうち2指標に過ぎない。

5 2003年のWSISジュネーブ会合

2001年12月21日の国連総会で、WSISは既述のように、「情報社会に関連するあらゆる問題」を対象として開催することが正式に決定された。これを受けて、2002年7月にWSISの第1回準備会合が始まり、3回の準備会合を経て、2003年12月にジュネーブでWSIS第1フェーズ（ジュネーブ会合）が開催された。

ジュネーブ会合は、各国首脳レベルで、情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョンの実現のために関係各国、関係機関の合意を形成することを目的として開催された。この会合には54カ国の政

府首脳、83人の情報通信大臣など、176カ国から約2万人が参加した。

ジュネーブ会合では、「基本宣言（Declaration of Principles）」と「行動計画（Plan of Action）」という最終文書が採択された。

（１）基本宣言

「基本宣言」は、「A. 情報社会に関する共通ビジョン」「B. すべての人々のための情報社会——重要原則」「C. 共通の知識に基づくすべての人々のための情報社会に向け

て」という3つの事項に整理され、67のグラフで構成されている^{注16}。

Aは、持続可能な開発と生活の質の向上を可能とする情報社会を構築する、ICTは生産性を向上させ、雇用を創出するなど、情報社会を発展させるための共通のビジョンとして、参加者の共通の理解・認識を示すものとなっている。

Bでは、すべての関係者が情報社会の構築のために合意した、11の重要な原則を述べている。その11の原則とは、

表4 WSISの基本宣言に掲げられた情報社会発展の鍵となる11原則	
原則	概要
1. 開発のためのICT利活用における政府および他の関係者の役割	政府、産業界、市民社会、国連およびその他の国際機関が情報社会の発展のために重要な役割と責任を担っていること、およびそれらの関係者の連携が不可欠である
2. 情報インフラの整備——あらゆる人々が参加する情報社会のために不可欠な基盤	情報社会においては、ネットワークに接続できることが重要な意義を有する。ICTインフラおよびそのサービスへのユビキタスで公平、低廉なアクセスは重要な課題である。また、ブロードバンドなどの活用が社会の発展を促進する
3. 情報・知識へのアクセス	公共財（アーカイブなど）の容易な利用、オープンソースソフトウェアなどの提供、および学術振興などによる知識・情報へのアクセスの促進が、情報社会の発展にとって重要である
4. 人材開発	継続的な教育やICTリテラシーの強化を行っていくことが重要である。また、障害者などへの配慮も必要である
5. ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立	プライバシー保護や消費者保護とともに、グローバルなサイバーセキュリティ文化の醸成・促進、さらにセキュリティに悪影響を及ぼすICTの活用を防止することが大切である
6. 環境整備	透明で競争的な政策、知的財産権の保護と知識の普及・共有、オープン・非差別・需要に基づく標準化、および多国間・透明・民主的なインターネット管理などが重要である
7. ICTアプリケーション——生活のすべての面における利益	ICTアプリケーションは人々の生活のあらゆる場面で役立つものであり、電子政府、eビジネス、eヘルスなどのさまざまな分野において重要である
8. 文化的多様性と独自性、言語の多様性、ローカルコンテンツ	人間の尊厳の基盤となる文化の多様性を確保し、言語、価値観、伝統を尊重することが重要である
9. メディア	情報社会においてメディアの果たす役割は重要である。伝統的なメディアも継続的に重要な役割を果たす。これらメディアの多様性の確保も重要である
10. ICTの倫理的側面	情報社会においても、自由、平等、連帯、責任分担、自然尊重などの基本的価値観を尊重すべきである。ICTの利用においては、人権とプライバシーや思想、良心、宗教を含む基本的な自由を尊重すべきである
11. 国際的および地域的協力	情報社会は国際的、地域的協力により支えられるものであり、包括的かつ世界的な情報社会の構築のため、行動計画に記載された「デジタル連帯綱領」にあらゆる関係者が参加することを要請する
注) WSIS：世界情報社会サミット 出所) 総務省の資料	

- ①開発のためのICT利活用における政府および他の関係者の役割
- ②情報インフラの整備——あらゆる人々が参加する情報社会のために不可欠な基盤
- ③情報・知識へのアクセス
- ④人材開発
- ⑤ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立
- ⑥環境整備
- ⑦ICTアプリケーション——生活のすべての面における利益
- ⑧文化的多様性と独自性、言語の多様性、ローカルコンテンツ
- ⑨メディア
- ⑩ICTの倫理的側面
- ⑪国際的および地域的協力

にかかわるものである（前ページの表4）。

Cは、まず、「行動計画」を実施するために、関係者の協力強化の決意を、次に、デジタルデバイドの解消のために、国際的に合意された開発目標を達成するための具体的な進展状況の評価とフォローアップを、最後に、グローバルな情報社会の構築のために、ここで取り上げた施策が役に立つとの確信を、それぞれ表明したものとなっている。

（2）行動計画

「行動計画」では、「基本宣言」により示された共通のビジョンと原則に基づいて、関係者が協力することでICTの利用が促進されとし、国連ミレニアム宣言に含まれる開発目標を踏まえ、発展可能な情報社会の実現を目指す具体的な方法について、以下のAからFまで6つの事項に整理し、29のパラグラフでまとめている³¹⁷。

Aは、序言として、「行動計画」を「基本宣言」の具体的な行動を示すものと位置づけている旨を述べている。

Bでは、ミレニアム開発目標など国際的に合意された開発目標を含む、2015年までに達成すべきICTに関する10の開発目標を示している。その目標とは、各国の状況を踏まえ、

- ①世界の村々にICTを接続し、公共のアクセスポイントを設置すること
- ②大学、専門学校、小中学校にICTを接続すること
- ③科学研究センターにICTを接続すること
- ④公共図書館、文化センター、美術館、郵便局などにICTを接続すること
- ⑤保健所、病院にICTを接続すること
- ⑥政府やすべての地方自治体を接続し、ウェブサイトや電子メールアドレスを設定すること
- ⑦各国の実情を考慮して、すべての小中・高等学校が情報社会の課題に対応するためのカリキュラムを用意すること
- ⑧全世界の人々がテレビやラジオを利用できるようにすること
- ⑨コンテンツの開発を進め、技術的条件を整備して、インターネット上で世界中のすべての人々が自国の言語で利用できるようにすること
- ⑩全世界の50%以上の人々がICTに接続できるように環境を整備すること

であるとしている。

Cでは、設定された目標を具体化するために、「基本宣言」のBの11原則についてそれぞれ具体的な事例を示し、行動方針として示している。

Dでは、情報社会におけるデジタルデバイドの解消を目指して国際的な協力を行い、人的、財政的、技術的環境を整えることを狙う「デジタル連帯綱領」についてまとめている。

Eでは、「行動計画」のフォローアップと評価のために、各国の事情を考慮して現実的な国際評価基準を考案し、進捗状況を監視、分析、報告するためのシステムを構築する必要性について述べている。

Fでは、第2フェーズのチュニス会合に向けて準備会合を開き、チュニスでは、グローバルな情報社会の構築、デジタルデバイドの縮小、デジタルデバイドからデジタルオポチュニティへの転換を目指すジュネーブの第1フェーズの結果を踏まえた適切な最終文書の作成と、それぞれの利害関係者が、国内、地域、国際のそれぞれのレベルで、ジュネーブで採択した「行動計画」のフォローアップと実施状況について検討することとしている。

(3) インターネットガバナンスと デジタル連帯基金

このような「基本宣言」と「行動計画」をジュネーブで第1フェーズとしてとりまとめるに当たり、最後まで紛糾した案件は「インターネットガバナンス」と「デジタル連帯基金」であった。

インターネットガバナンスについては、アメリカの民間非営利法人、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) 中心の現行組織で対応すべきとする立場と、政府間の国際組織を設立して管理させるべきとする立場が対立した。

しかし最終的に、「国連事務総長に対し、各国政府、民間団体などの幅広い参加のもの

と、インターネットガバナンスに関するワーキンググループを設置し、2005年までにその結果について報告を行うことを要請する」との文言で妥協が成立し、チュニスの第2フェーズで再び議論することになった。

デジタル連帯基金については、デジタルデバイド解消のためのプロジェクトの実施に際して、世界銀行、UNDP、2国間協力など既存のスキームを有効に活用すべきとの立場と、新規に基金を設立すべきとの立場が対立した。

しかし最終的に、「現在あるメカニズムが、ICT関連の開発の課題に対応するのに適当であるか否かの徹底的な見直しが、2004年12月までに完了する必要がある。この見直しは、国連事務総長主導の作業部会で行われ、WSIS第2フェーズにおいて検討される。この見直しの結果に基づき、「基本宣言」で言及されているように、デジタル連帯基金の効果、実現性および創設も含んだ、財政メカニズムの改善と改良が考慮される」との表現で合意に達した。

この結果、国連事務総長の下に設置されるタスクフォースが、既存の資金援助メカニズムの検討を2004年12月までに行い、この結論に基づき、「自主的なデジタル連帯基金」の創設を含めて検討することとなった。

6 2005年のWSISチュニス会合

WSISの第2フェーズは、2005年11月にチュニスで開催された。

チュニス会合では、ジュネーブ会合の「基本宣言」と「行動計画」の具体的な実施方法や、未決着となっていたデジタル連帯基金、インターネットガバナンスという2つの課題

について論議することとなった。この会合には、ITUの発表した数字によれば、174カ国が参加し、46カ国の国家元首級および197人の大臣クラスの参加を含めて、1万9400人余りが参加した。

チュニス会合では、「チュニスコミットメント (Tunis Commitment)」と「チュニスアジェンダ (Tunis Agenda for the Information Society)」という形で、最終文書が採択されている^{注18、19}。

(1) 認知されたデジタル連帯基金

前回のジュネーブ会合で持ち越された課題のうちデジタル連帯基金については、ジュネーブでの議論を踏まえ、既存の資金メカニズムの現状について検討するタスクフォースが設置された。このタスクフォースが、2回の審議を経て、最終報告書をまとめ、2005年2月にジュネーブで開催されたWSIS第2回準備会合に提出した。

この報告書は、政府、民間企業、市民社会、国際開発機関の協力の重要性を強調するとともに、既存の資金メカニズムについて、

- ①活用については、現状では不十分であり、インフラ開発、ICTへのアクセス強化のために、オープンアクセス、公正競争などの政策や、投資リスク、金融負担の軽減が重要であること
- ②妥当性については、ICT能力開発プログラムや、農村地域におけるアクセス、地域的バックボーンインフラ、小島嶼国の経済的に不利な状況の軽減などが課題であること
- ③改革・改善の方策については、国内、地域、国際レベルにおける協調や、仮想金

融施設の創設など多数当事者間のパートナーシップ、国内資金メカニズム、ローカルコンテンツへの支援について今後の検討が必要であること

を共通認識とした。

そのうえで、デジタル連帯基金については、EU、アフリカ諸国、アメリカ、日本などでの非公式な調整の結果、「デジタルデバイドをデジタルオポチュニティに転換させる目的でジュネーブに設置されたデジタル連帯基金について、この基金は義務的でない性格を持ち、既存のメカニズムを補完するものとして歓迎する」という趣旨の表現を盛り込むことで合意した^{注20}。

このWSIS第2回準備会合の合意を踏まえて、チュニス会合では、現在の資金メカニズムの改善および制度的な改革と、新たに設立されたデジタル連帯基金を「……自発的な性格を有する革新的な資金メカニズムとしてのデジタル連帯基金を歓迎する。……情報社会の資金を調達する既存メカニズムを補完するものである」という表現で認知した。

なお、このデジタル連帯基金は、チュニス会合の結論を待たずに、2005年3月に「グローバル連帯基金」としてジュネーブで正式に発足している^{注21}。

(2) インターネットガバナンスをめぐる役割と責任

既述のように、ジュネーブ会合の合意として、「行動計画」の中で、国連事務総長に対し、インターネットガバナンスに関するワーキンググループの設置が要請された。その合意に基づき、2004年11月にワーキンググループが設置され、2005年6月まで4回の会合を

重ねて、7月に報告書が国連事務総長に提出され、公表された^{注22}。

その内容は、ワーキンググループとして結論を一つにして報告するのではなく、インターネットのガバナンス組織のモデルとして、国連機関が直接ICANNを監督するものから、今のICANNの形態はそのまま残し、全く別の議論の場としてフォーラムを設けるものまで、4つの組織モデルを結論として示したのとなっている（図1）。

これらの動きに対して、アメリカ商務省は2005年6月30日に、アメリカの持つルートゾーンファイル^{注23}の変更権を放棄しないこと

や、現在のICANNの活動を支持することなど、4つの項目を表明している（次ページの表5）。

このような状況下、チュニス会合では、インターネットが世界的に発展しているので、安定性と安全性を実現するために、すべての関係者がそれぞれの役割と責任の範囲内で関与することが重要であるという理解で、参加者が共通認識を形成することになった。そのうえで、サイバー犯罪や迷惑メールへの対策など、ICTの不正な利用を防止するための手段としても、必要となるインターネットガバナンスは、入手可能性、信頼性、サービス品

図1 WGIGから提案されたインターネットガバナンスに関する4つの組織モデル

モデル1	モデル2	モデル3	モデル4
国連機関（GIC） - インターネット資源管理の監督（アメリカ商務省が実施している監督機能を継承） - 公共政策の策定 ICANN	フォーラム - 各課題について議論 監視は不要 ICANN GAC - GACを充実	政府間機関（IIC） - ICANNのIANA業務に関連した連絡調整の役割 - 公共政策課題の検討 ICANN ホスト国（アメリカ政府） - 適切な合意	フォーラム（GIGF） 政府間機関（GIPC） - 監視委員会を選出 監視委員会 - IANA業務の監督 WICANN（ICANN） ホスト国 - 適切な合意
○国連下の政府間機関を創設（Global Internet Council : GIC） - アメリカ商務省が実施している監督機能を継承。インターネット資源管理に関連した必要な監督 - 国際的なインターネット公共政策の策定 - インターネットに関連する公共政策についての条約、憲章などの締結に向けた交渉の促進 - インターネットに関連する開発途上国支援問題について、ガイダンスの形成と提供 ○ICANNのGACは廃止	○監視は不要 ○マルチステークホルダーによるフォーラムの設置 既存のインターネットガバナンスにかかわるすべての問題について議論 ○GACの役割を充実	○政府主導の国際組織を設立（International Internet Council : IIC） - 公共政策課題の検討 - ICANNのIANA業務に関連した連絡・調整の役割 - 政府部門が主導的役割を果たし、民間部門や市民社会は助言を行う - より広範なインターネットに関連した開発面での課題について、これを育成する役割を果たす ○ICANNとホスト国は適切な合意を締結 ○GACは不要となるかもしれない	○マルチステークホルダーによるフォーラムを設立（Global Internet Governance Forum : GIGF） - インターネットに関連する公共政策課題を議論 ○政府間機関を創設（Global Internet Policy Council : GIPC） - 監視委員会を設立 - 監視委員会によるIANA機能の監督 - 政府間での公共政策課題の検討 ○ICANNを改革（World ICANN : WICANN） - ICANNを国際化 - 民間部門主導。政府、市民社会はオブザーバーとして参加 - 監視委員会はアメリカ商務省の権限を承継

注）GAC：政府諮問委員会、IANA：インターネット上のアドレス資源の管理・調整機能、ICANN：Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（インターネット上のアドレス資源の標準化や割り当てを行う民間非営利法人）、WGIG：インターネットガバナンス・ワーキンググループ
出所）IGTF（インターネットガバナンス・タスクフォース）の資料

表5 アメリカのインターネットガバナンスに対するスタンス

1. ルートゾーンファイル変更の承認権限を継続して保持する
2. ccTLDについては、各国政府の法的権限を認める
3. DNS（ドメインネームシステム）の技術的管理は、ICANNが行うのが適当である。アメリカはICANNに対する監督を継続する
4. 世界のさまざまな場におけるすべての関係者による対話は継続すべきである

注）ccTLD：国や地域ごとに割り当てられたトップレベルドメイン

質を含む、経済社会のおよび技術的な課題をカバーすべきであるとしている。

このような観点から、現状では適切に取り扱われていない国際公共政策の課題が数多く存在しているので、すべての政府が国際的なインターネットガバナンスとインターネットの安定、セキュリティ、継続性の確保のために、同等の役割と責任を担うべきであるとの合意が形成された。

これを具体的に実施するために、2006年第1四半期までにIGF（インターネット・ガバナンス・フォーラム）を新設するための手続きを、国連事務総長が開始することになった。また、2006年第2四半期までに第1回のIGF会合を開催することとなった^{注24}。

これを受けて、2006年2月にジュネーブで実施のための手続きが始まり、5月にIGFアドバイザリーグループのメンバーが決定した。そして、同グループの会合が5月にジュネーブで開催され、10月30日から11月2日までアテネで開催される予定の第1回IGF会合の議題などが議論された^{注25}。

WSISの「行動計画」の具体的な実施については、「チュニスアジェンダ」の付属文書により、行動方針のテーマごとにITU、ユネ

スコ、UNDPなどの国際機関がモデレーターの役割を担うこととなった^{注26}。

これに基づき、2006年2月にジュネーブでモデレーター・ファシリテーター会合が開催され、11の行動方針ごとにモデレーターとしてITUなどの国際機関と窓口担当者が暫定的に決められた^{注27}。こうして、11の行動方針ごとに、それぞれのモデレーターやファシリテーターがWSISの決定事項の実施に向けて動き出した。

7 ITUにおける取り組み

ITUは、1865年にパリで創設された万国電信連合と、1906年にベルリンで創設された国際無線電信連合が、1932年にマドリードにおいて統合され、国際電気通信連合として発足した政府間国際機関である。

ITUは国連の専門機関の一つで、その目的は、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的な運用を促進するとしている。2006年4月現在、加盟国数は190カ国で、その本部をジュネーブに置いている。

組織は大きく分けて、電気通信標準化部門、無線通信部門、電気通信開発部門と事務総局からなり、3つの部門に民間の事業体などがそれぞれセクターメンバーとして参加している。2006年4月現在、電気通信標準化部門は352社、無線通信部門は300社、電気通信開発部門は329社がそれぞれセクターメンバーになっている（各セクターの重複を除くと、合計で649社がいずれかのセクターメンバーとなっている）。

また、最終的な意思決定をする総会として

の全権委員会議と、3部門のそれぞれの総会としての会議があり、電気通信標準化部門と電気通信開発部門は4年ごとに開催し、無線通信部門は2、3年ごとに開催している。

電気通信開発部門は、1992年の追加全権委員会議でITUの組織改革が議論されたときに、無線通信部門、電気通信標準化部門とともに、ITUの開発途上国支援を強化することを目的に、選挙職をトップとする組織として新設されたものである。

この電気通信開発部門の総会は、4年間の電気通信開発の指針と作業計画を策定することを目的に、WTDC（World Telecommunication Development Conference：世界電気通信開発会議）として開催されており、第4回会議が2006年3月にカタールで開催された。この会議は、WSISチュニス会合の後、世界の情報通信主官庁や情報通信関係の企業が参加する形で、初めて開催された本格的な会議であり、その動向が注目された。会議には132カ国から969人が参加した。

過去3回の会議では、それぞれの時代環境に即した電気通信開発部門の必要性和ITUの役割を記した「宣言」と、電気通信開発部門の活動計画である「行動計画」を採択し、それらの指針のもとで、研究委員会の設置や研究課題の採択が行われてきた。

第4回WTDCでは、WSISの「基本宣言」や「行動計画」の実施を念頭に置いて、過去4年間の活動をレビューし、今後4年間の活動計画の指針と具体的な内容を「ドーハ宣言」「ドーハ行動計画」として採択した^{※28}。

（1）ドーハ宣言

「ドーハ宣言」では、今後の活動の一般的な

指針として、

- ①世界的な情報社会の実現に向けて、新しいサービス、アプリケーションにより可能な限り多くの恩恵がもたらされるように努めること
 - ②ICTは、政治、経済、社会、文化の発展に大きく寄与すること
 - ③ユニバーサル、ユビキタスで、かつ手頃な価格でICTにアクセスできることは、社会・経済の発展のための鍵であること
 - ④民間部門の参加を一層促進するとともに、政府と民間企業とのパートナーシップを促進すること
 - ⑤ITUは、デジタルデバイド解消への取り組み、世界的および地域的協力の促進を通じて、WSISの合意を実施するため、主導的な役割を果たすべきこと
 - ⑥ドーハ行動計画が、WSISの合意を実施するために重要な寄与をすること
- という6つの事項が盛り込まれた。

（2）ドーハ行動計画

「ドーハ行動計画」は、電気通信開発部門が今後4年間に行う活動について、プログラムごとに方針を示したもので、今回は以下の6つのプログラムが採択されている。

- ①規制改革——競争の激化や融合の進展のなかで、ユニバーサル、ユビキタスで、かつ手頃な料金によるアクセスを含むICTの持続的発展が達成できるように、政策、法律、規制の策定・実施を支援することを目的としている。
- ②情報通信のインフラおよび技術開発——電気通信ネットワークを開発する際に、適切な新しい技術を最大限に活用できる

よう支援することを目的としている。

③電子戦略とICTを利用したeサービス、アプリケーション——ICT利用のサービス、アプリケーションの開発と利用のために必要な支援を目的としている。

④経済と財政（費用、料金を含む）——費用を重視した価格設定を含めて、後発開発途上国を念頭に、各国の経済状況に適した財政政策および戦略支援を目的としている。

⑤人材開発——人材管理および開発活動を通じて、人的、制度的、組織的能力を高めるための支援を目的としている。

⑥後発開発途上国、小島嶼開発途上国および災害時緊急電気通信——ICTおよびICTによる災害リスク軽減措置の実施を支援することを目的としている。

第4回WTDCでは、WSISの合意をどのように電気通信開発部門の活動に反映させるかについて、ワーキンググループを設置して議論した。その結果、WSISの結果を踏まえ、その実施と追跡調査についてのITUの役割、仲介者、促進者としてのITUの機能、およびWSISの結論を電気通信開発部門の行動計画に含めることを重視すべきとされ、WSISの結果に基づいて「ドーハ行動計画」が策定されることとなった。

また、WSISの合意を実施するために、情報インフラ整備などに引き続き取り組むべきという「決議30」も採択されている³²⁹。

この後、2006年4月のITU理事会では、WSISの結果を受け、今後のITUの果たすべき役割について議論が行われ、ITUの名称変更も含め、さらなる審議を行って、11月の全権委員会に報告することとなった³³⁰。

III 日本政府のデジタルデバйдへの取り組み

わが国では、ICT（情報通信技術）の普及は、産業の高度化、経済の生産性向上などにより、持続的な経済成長に寄与し、民主化の土台となるガバナンスの改善や市民社会の強化にも役立つと考えられており、先進国と開発途上国の経済格差を縮小し、国際社会を安定させるためにも、デジタルデバйдの解消を重要な課題の一つとして位置づけてきた。そこで、わが国のODA（政府開発援助）やIT（情報技術）戦略のこれまでの動きと、開発途上国に対するICT支援の具体的な事例を見ることがとする。

1 150億ドルの国際公約

わが国は、2000年7月の九州・沖縄サミットを契機に、国際的なデジタルデバйдを解消するための「包括的協力策」を発表した。IT分野は民間主導で発展する分野であり、公的部門の役割はもっぱら民間の積極的な取り組みに対して政策や人材育成などを中心に補完的に協力することであるとの前提で、国際的な情報格差の解消のために、今後5年間で合計150億ドル程度を目途に、非ODAおよびODAの公的資金によるIT分野の包括的協力策を用意する旨を表明した³³¹。

その具体的な内容は、

- ①制度・政策づくりへの知的貢献として、専門家の派遣などの支援
- ②人づくりとして、技術協力を中心に、5年間で1万人以上の研修や人材育成の実施
- ③情報通信基盤の整備・ネットワーク化支

援として、開発途上国の情報通信基盤の整備への協力

④援助におけるICT利用の促進として、J-Net³²の構築や、ITU（国際電気通信連合）、APT（アジア・太平洋電気通信共同体）、UNDP（国連開発計画）、アジア開発銀行などへのICT関連の特別拠出金や、基金への拠出

となっている。

これら4つを柱として、ODAだけでなく、民間ベースのプロジェクトを支援する国際協力銀行による投資金融や輸出金融、調達先を限定しないアンタイドローンなどの非ODAによるものも含む公的資金を中心に補完的に協力することとした。しかし、これらの新しい取り組みは従来のODAの仕組みや手続きで実施されたため、課題も残された。

2 ODAでは影が薄いICT

わが国は1954年以来、半世紀以上にわたってODAを実施している。今やアメリカに次ぐ援助大国で、2005年の実績は131億ドルとなっている³³。

わが国のODAは、理念や原則を明確にした「政府開発援助大綱（ODA大綱）」に基づき、3～5年の期間を想定した援助に関する基本的な指針である「政府開発援助に関する中期政策（ODA中期政策）」、国ごとに援助を実施していくうえで指針となる「国別援助計画」、分野ごとの援助の実施指針となる「分野別政策（分野別イニシアティブ）」という枠組みで実施することが定められている。

2003年8月、ODA大綱が改定され、1992年に閣議決定された旧ODA大綱と比べ、情報通信とかICTという言葉が初めて用いられ

た³⁴。具体的には、4つある重点課題のうち「持続的成長」の中で、協力の具体例として、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力などとともに、ICT分野の協力が例示されている。

このODA大綱を受け、2005年2月にODA中期政策が改定された³⁵。

1998年8月に策定された旧ODA中期政策では、情報通信に触れているのは、前書きで使われた「情報通信の飛躍的進歩」という表現を除くと、重点課題の一つの「経済社会インフラへの支援」において、運輸、電力、河川、灌漑施設などの並びで、通信という言葉で経済・社会インフラ整備の一例として引き続き支援していくと述べているだけである。

これに対し、2003年のODA中期政策では、ODA大綱を受けて、「貧困の削減」「持続的成長」「地球的規模の問題への取り組み」「平和の構築」という4つの重点課題を設け、そのうち「持続的成長」で、アプローチおよび具体的取り組みの中の「(a) 経済社会基盤整備」の一つとして、情報通信インフラの整備を支援するとしている。

また、「(b) 政策立案・制度整備」の項目で、「情報通信社会に関する政策・制度整備」の支援を、民間部門が牽引する持続的な成長を図るうえで不可欠であるとしている。

さらに、「(c) 人づくり支援」の中で、専門家の派遣や研修制度などを活用し、わが国の技術、知見、人材を活用してわが国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展をはじめとする種々の分野における人材育成を支援するとしている。

加えて、「(d) 経済連携強化」のための支援の中で、わが国が経済連携を推進している

各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策などの分野における国内法制度構築の支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化の支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光などの分野における協力を行うとの表現で、経済連携を強化する分野の一つとして、ICTを例示している。

このように、4つの重点課題が設けられているにもかかわらず、ICTは重点課題の一つ「持続的成長」の中で、支援する分野の例示の一つとして記述されているに過ぎない。

3 IT戦略本部でも国際的デジタルデバイドの解消は後回し

ICTの活用により、世界的規模で生じている急激かつ大幅な経済社会構造の変化に的確に対応し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、政府は2000年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を制定した³⁶。

このIT基本法では、デジタルデバイドに関連する第24条で、「技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない」と規定している。

（1）2001年、2002年の動き

2001年1月には、IT基本法に基づき、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置し、2005年までに世界最先端のIT国家になることを目標とした「e-Japan戦略」を策定した。しかし、この戦略では、情報格差の是正という表現で国内の格差是正に言及しているだけで、国際

社会のデジタルデバイドについては直接的には触れていない³⁷。

2001年3月に策定された「e-Japan重点計画」では、横断的な課題としてデジタルデバイドの是正が取り上げられたが、ここでも国内のデジタルデバイドとして言及されている。他方、同計画の「国際的な協調及び貢献の推進」の中で、初めて国際的なデジタルデバイドの解消に触れ、アジアをはじめとする開発途上地域に対する技術協力などの国際協力を積極的に推進する旨を述べている³⁸。

2001年6月の「e-Japan2002プログラム」では、ITに関する国際・地域機関を通じた協力や2国間協力により、知的所有権、電子商取引に係る課税等のIT関係のルール、規格等に関する国際協調に努めるとともに、IPv6（インターネットプロトコル・バージョン6）の普及や人材育成など、アジアをはじめとする開発途上国への協力を積極的に進め、「国際的デジタルデバイドの解消」に努める旨を述べている³⁹。

また、2002年6月に策定された「e-Japan重点計画2002」では、「国際的な協調、貢献の推進」が、横断的な5つの課題の中で2番目に取り上げられるとともに、「アジア・ブロードバンド計画」が、5つの重点政策の一つである「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で、初めて取り上げられた⁴⁰。

（2）2003年の動き

2003年に入ると、「e-Japan戦略」のもと、「高速インターネットを3000万世帯に、超高速インターネットを1000万世帯に」という「利用可能環境整備」の目標が達成され、利

用料金も世界で最も安い水準になった。しかし、わが国のIT基盤整備は飛躍的に進んだものの、ITの利活用面ではまだ不十分な水準にあった。

そこで、IT基盤を活かしつつ、ITの利活用を推進することで、経済・社会システムを積極的に変化させようという理念のもと、2003年7月に「e-Japan戦略Ⅱ」が策定された^{注41}。この戦略では、「ITを軸とした新たな国際関係の展開」の中で、アジアを軸とした連携の強化を唱えているが、デジタルデバイド解消のための方策には触れていない。

2003年8月には、具体的な行動計画として「e-Japan重点計画2003」が策定された。ここでは、2005年に世界最先端のIT国家になるとともに、2006年以降も世界最先端であり続けることを目指すとし、「e-Japan戦略Ⅱ」に従って、政府が迅速かつ重点的に実施すべき366の具体的施策を記述している^{注42}。

しかし、デジタルデバイド関連では、「ITを軸とした新たな国際関係の展開」の中で、わが国がアジア全体の均衡あるIT社会の発展に寄与し、世界の情報ハブとなることを打ち出しているが、開発途上国を支援してデジタルデバイドを解消するための方策については触れていない。また、「デジタルデバイドの是正」を項目として取り上げているが、国内の課題についてしか言及していない。

(3) 2004年の動き

2004年2月に策定された「e-Japan戦略加速化パッケージ」では、「アジア等IT分野の国際戦略」が最初に打ち出された。日・アセアン東京宣言（2003年12月11日）の「相互に利益をもたらす情報通信技術協力計画の実現

を通じ、アジアにおける情報通信網及びその流通量の拡大及び深化に協力する」という宣言、および日・アセアン行動計画の内容を踏まえ、より一層強力に国際政策を遂行するため、国際政策の基本的な考え方の策定とアジア各国への2国間および多国間協力の推進を行うこととなった^{注43}。

2004年6月の「e-Japan重点計画2004」では、「アジア等IT分野の国際戦略」として、わが国を含めたアジア諸国が豊かなIT社会の恩恵を享受し、新たな発展軸を構築していくために、アジア諸国と2国間または多国間における重層的な協力関係を構築していくことを通じて、相互の利益を増大させる。そして、これにより世界の情報流通の不均衡を改善し、アジア全体として世界の情報拠点（ハブ）を目指すことが重要であるとしているが、開発途上国のデジタルデバイドの解消には、直接には言及していない^{注44}。

一方、2004年9月に策定された「IT国際政策の基本的考え方」では、「基本認識」として、わが国のイニシアチブにより、アジア全域での高度情報通信ネットワーク社会構築に積極的に貢献することが必要であるとしている。

これを受け、IT分野におけるODAの制度および運用について、①調達における一括発注、②技術活用条件制度における「本邦資機材」の対象範囲の明確化、③協力対象となるシステム立ち上げ経費の定義の明確化――の3点で改善が図られた。また、IT分野における案件の実施の迅速化を図るために、技術協力プロジェクト案件、有償資金協力案件、無償資金協力案件のそれぞれに標準処理期間が設けられた^{注45}。

しかし、具体的な方策として、重点プロジェクトの選定と推進や、ODAの制度および運用の改善は掲げられているが、デジタルデバイドに特化した具体的な方策については言及していない。

(4) 2005年以降の動き

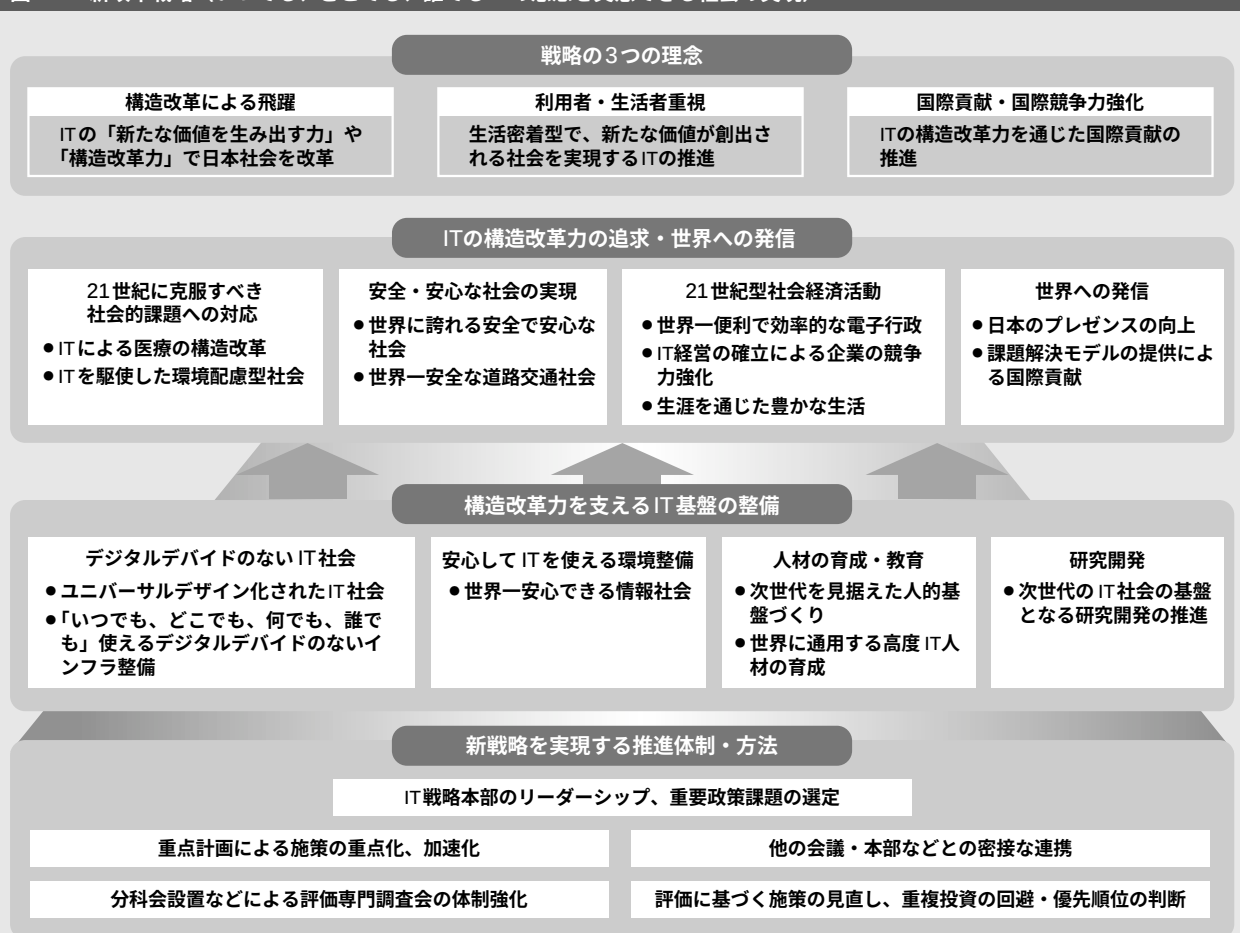
2005年2月に策定された「IT政策パッケージ2005」では、アジアを中心としたIT国際政策における対象分野、対象国の重点化が図られ、東南アジアのカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおいてデジタルデバイドの解消が喫緊の課題として位置づけられた。これらの地域では、人材の育成などデジ

タルデバイドの解消に向けた協力を進めることとしている^{注46}。

2006年1月に策定された「IT新改革戦略」では、「国際貢献・国際競争力強化」を3つの基本理念の一つとして位置づけ、アジアを中心とした国際貢献をITの分野で積極的に行うことが、日本の将来にとって望ましいと述べている^{注47} (図2)。

しかし、デジタルデバイドの解消については国内の言及が中心で、国際分野では、「日本のプレゼンスの向上」と「課題解決モデルの提供による国際貢献」の中で、国際的な共同研究の推進や、アジア域内の産業界の連携強化・交流促進、さらに言葉・文化の多様性

図2 IT新改革戦略 (いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現)



出所) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

によるデジタルデバイドの解消などの方策に触れているが、開発途上国に対する具体的な支援策には言及していない。

このように政府のIT戦略には、デジタルデバイドの解消を唱えてはいるものの、これをグローバルな情報社会を構築するための開発途上国に対するICT支援策と結びつけて、正面から取り上げたものは見当たらない。

4 開発途上国に対する 政府のICT支援策

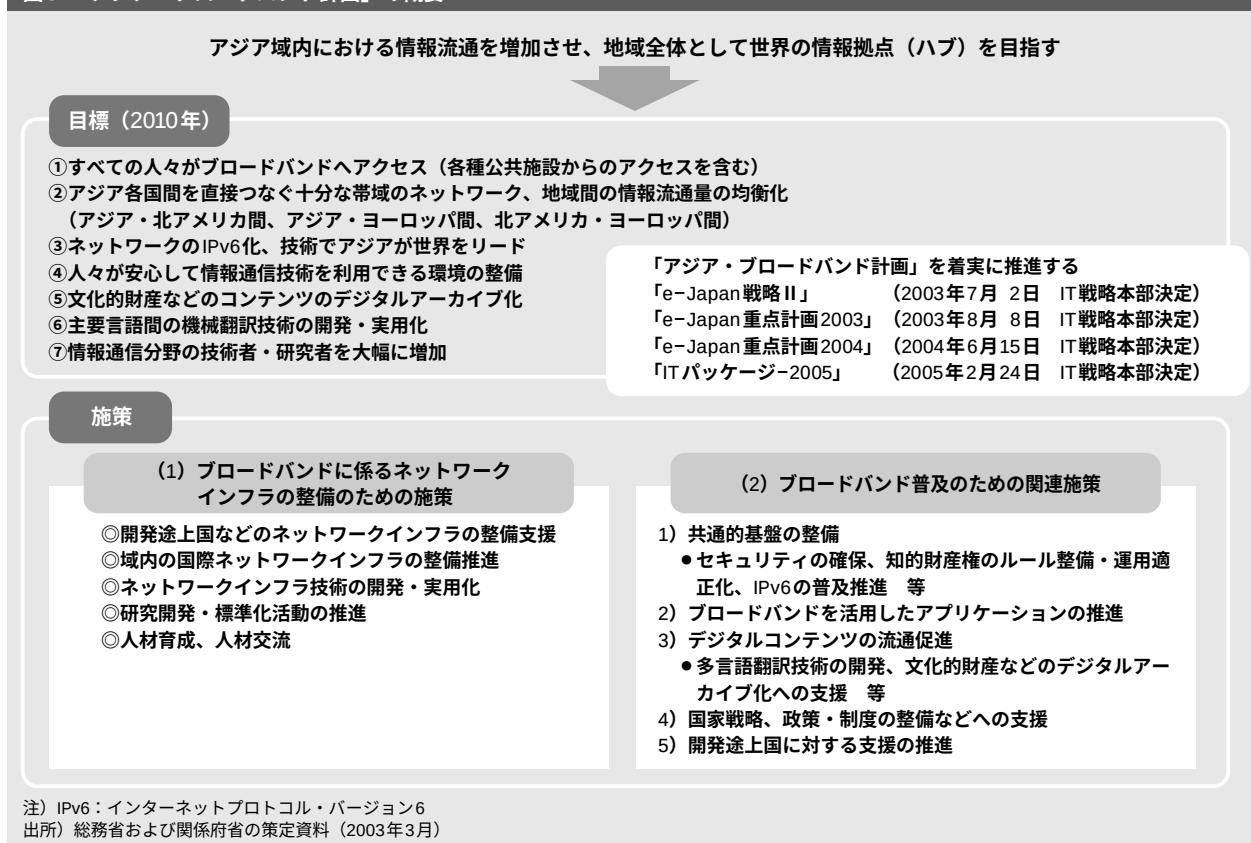
政府のODA政策やIT戦略などを受けて、わが国のICT支援策は、2000年は政府全体の中で通信放送分野への配分が2.28%だったものが、2001年に0.50%と急減し、その後は2002年0.82%、2003年1.60%、2004年1.83%と漸増している（表6）。

表6 日本の2国間ODAにおける通信・放送分野への配分とその全体に占める割合（約束額ベース）

形態	2000年		2001年		2002年		2003年		2004年	
	政府全体	通信・放送	政府全体	通信・放送	政府全体	通信・放送	政府全体	通信・放送	政府全体	通信・放送
無償	1,874	14 (0.77%)	2,093	13 (0.64%)	1,624	52 (3.22%)	1,327	26 (1.93%)	4,533	2 (0.05%)
円借款	8,321	279 (3.35%)	6,812	26 (0.39%)	5,117	0 (0.00%)	11,120	168 (1.51%)	5,340	187 (3.50%)
技術協力	3,798	26 (0.69%)	3,019	20 (0.65%)	2,814	26 (0.93%)	2,859	51 (1.77%)	3,237	51 (1.56%)
合計	13,993	320 (2.28%)	11,924	59 (0.50%)	9,555	79 (0.82%)	15,306	244 (1.60%)	13,110	240 (1.83%)

注) カッコ内は政府全体に占める割合
出所) 外務省編『政府開発援助（ODA）白書』各年版

図3 「アジア・ブロードバンド計画」の概要



このような状況のなかで、2003年3月に総務省は、既述のように「e-Japan重点計画2002」および「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に基づき、関係府省とともに「アジア・ブロードバンド計画」を策定した^{注48}（前ページの図3）。

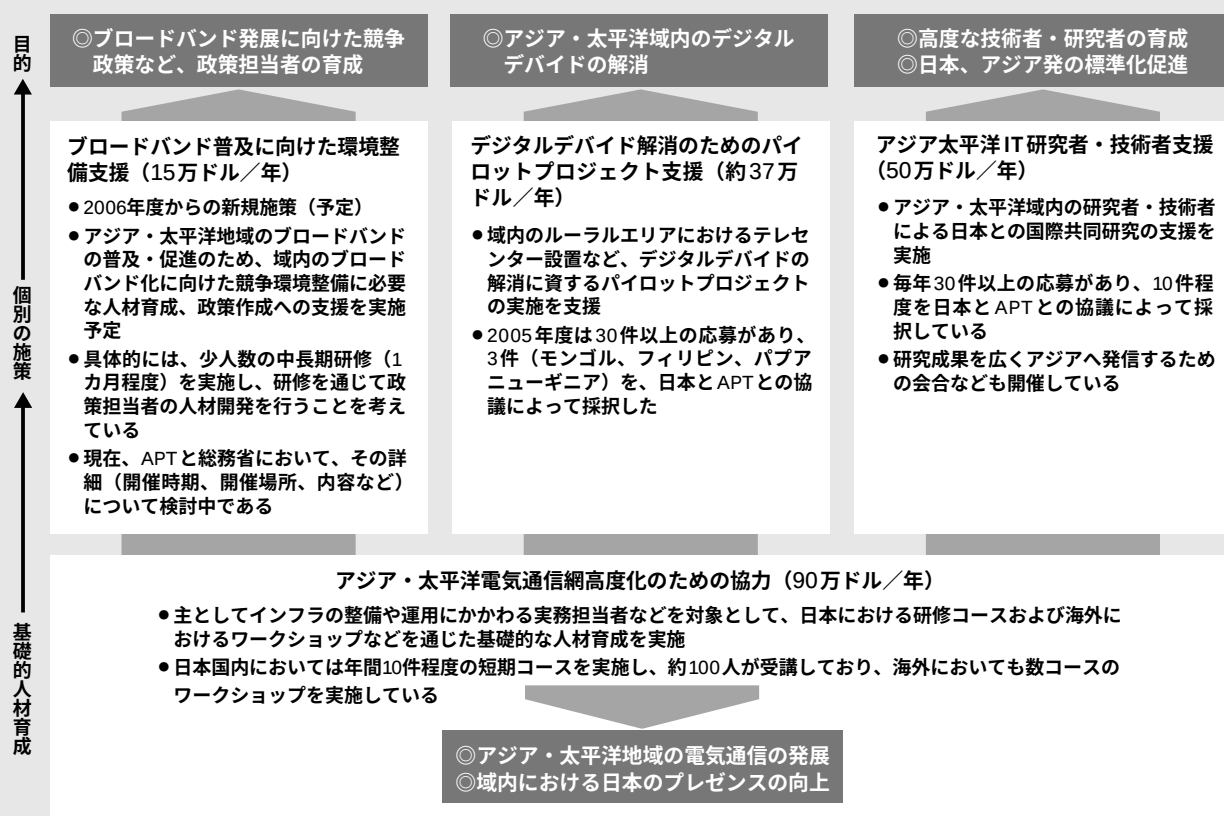
これは、デジタルデバイドを解消し、デジタルオポチュニティを創設するための施策の一つとして、アジア地域のブロードバンド環境の整備目標を明確にするためのもので、「e-Japan新戦略」などにおいても着実に推進することとされている。

具体的には、目標年次を2010年と定め、アジア域内の情報流通が活発化してアジアが世界の情報拠点になることを目指し、アジア各国との協力を推進するために協力取り決めに

結び、ネットワークインフラ整備、アプリケーション・コンテンツ・基盤技術開発、人材育成、防災のための情報通信システムの構築支援といったプロジェクト支援を実施するものである^{注49}。

また、わが国はAPTに特別拠出金を供与して、アジア・太平洋地域のデジタルデバイドの解消に努めている。具体的には、電気通信網の高度化のための協力として、年間90万ドルで基礎的人材の育成を図っている。加えて、アジア・太平洋域内のデジタルデバイドの解消を目的としたパイロットプロジェクトの支援に年間37万ドル、IT研究者・技術者の支援に年間50万ドル、ブロードバンド普及に向けた環境整備の支援に2006年度から年間15万ドル、それぞれ拠出している^{注50}（図4）。

図4 APTへの特別拠出金を活用したアジア・太平洋地域への貢献



出所）総務省の資料

このような施策により、アジア・太平洋地域のICTの発展と、域内における日本のプレゼンスの向上が期待されている。

しかし、デジタルデバイドを解消し、デジタルオポチュニティを創設するための予算は、政府全体の予算の中でも、ODA関係予算の中でも特別の措置がされているわけではない。2005年までの5年間で150億ドル程度を供与するという国際公約にもかかわらず、ICT関連部分やデジタルデバイド解消関係の政府実績には、この5年間に顕著な変化は現れていない。

IV グローバルな情報社会に向けた国際社会と日本の課題

グローバルな情報社会を構築するために、デジタルデバイドを解消し、デジタルオポチュニティの創設を目指す国際社会やわが国のこれまでの努力を見てきた。

国連はWSIS（世界情報社会サミット）を2回開催し、ジュネーブ会合で「基本宣言」「行動計画」、チュニス会合で「チュニスコミットメント」「チュニスアジェンダ」と、それぞれ2つの合意文書を採択した。2005年11月のチュニス会合の結果は、2006年3月27日に国連総会において支持され、併せてデジタル連帯基金が、同総会で新しい資金供給機関として歓迎されることとなった³⁵¹。

このように、WSISの合意によって、ITU（国際電気通信連合）だけでなく、国連本部が中心になり、他の国連専門機関なども参加して、グローバルな情報社会の構築に努力することとなった。

また、わが国も「アジア・ブロードバンド

計画」をはじめとする各種施策で、デジタルデバイドの解消に努めてきた。

この最終章では、国際社会とわが国が今後、さらにデジタルデバイドの解消を進め、グローバルな情報社会の構築を進めるうえでの課題について検討する。

1 ICTの優先順位を高める必要性

既述のように、2000年9月に国連ミレニアムサミットが開催され、これを受けて2001年9月の国連総会で、それまでの国際開発目標が統合されて一つの共通の枠組みとしてまとめられ、ミレニアム開発目標が設定された。

2005年9月には、国連で再び世界サミットが開催され、ミレニアム開発目標を含む幅広いグローバルな課題について議論し、合意している。この合意は開発だけでなく、テロ対策、平和の構築、環境問題など幅広い分野に及んでいる³⁵²。

ミレニアム開発目標については、「援助国、被援助国にかかわらず、あらゆる政府は2015年までにミレニアム開発目標を達成することを強くはっきりと約束する」「すべての開発途上国は、2006年までにミレニアム開発目標の達成を目指した国内計画の採択を約束する」の2項目の合意がなされた。

このように開発項目の中では、ミレニアム開発目標については言及しているものの、ICT（情報通信技術）を取り上げて言及してはいない。他方、環境や保健に関しては新しく項目が設けられ、新たな取り組みが合意されている。

一方、開発のための科学技術の項目では、ICTを含む科学技術がミレニアム開発目標の達成に重要である旨を述べており、WSISジ

ジュネーブ会合とチュニス会合の合意を受けて人間中心の情報社会の構築を約束し、さらにデジタル連帯基金の設立と自主的な拠出を歓迎する旨を述べている。しかし結論的には、2005年の世界サミットでも、ICTは環境や保健よりも低い優先順位にされている^{注53}。

わが国では、ミレニアム開発目標の達成を開発途上国に対する協力の重要な目標の一つに位置づけ、人間一人ひとりを保護し能力を高める人づくり、社会づくりを通じて、国づくりを進める「人間の安全保障」を中心理念に据えたODA（政府開発援助）大綱を策定している。大綱では「貧困の削減」「持続的成長」「地球的規模の問題への取り組み」「平和の構築」という4つの重点課題を設けており、ICTはそのどの課題の中でも取り扱われるべきものとするが、既述のように「持続的成長」の中で協力の具体例の一つとして示されているに過ぎない。

わが国はまた、政府としてもミレニアム開発目標の達成に向けて努力している。しかし、ミレニアム開発目標の達成に向けた外務省の文書（パンフレット「日本の取り組み」）では、開発目標の中にデジタルデバイドの解消を目的とした指標が2つあるにもかかわらず、ICTやデジタルデバイドについて言及していない^{注54}。

このようにICTは、援助一般の中では、保健・医薬品や食料などBHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）といわれる生命に直結する日常生活に不可欠な分野と比べると、国連でもわが国でも優先順位が低くなっている。そのため、グローバルな情報社会の構築を促進するには、ICTを一般的な援助対象の一分野として位置づけるのではなく、ICTに

特化した援助の枠組みや、ICTの優先順位を高める方策を検討することが、国連をはじめとする関係国際機関だけでなく、関係各国においても重要な課題であると考ええる。

2 ITUをはじめとする 国際機関の役割

（1）WSISの合意の実施

これまで国際機関は、ICTのインフラ整備を主な対象とするITUと、ICTの利用を業務の対象とする機関（ユネスコ、WHO〈世界保健機関〉など）とが相互に調整することもなく、独自に活動してきた。

今回、国連サミットという形で関連する国際機関がすべて参加し、一体的にかつそれぞれ役割を分担して、グローバルな情報社会の構築のために、ICTのインフラを整備するだけでなく、ICTを利用手段とする分野も含めて、ICTについて総合的に議論することができたのは、画期的なことである。

ITUは、ジュネーブ会合からチュニス会合までの期間に、2500件以上のプロジェクトがデジタルデバイドの解消に向けて取り組んでいると報告している。またITUは、WSIS合意文書の一つである「チュニスアジェンダ」の中で述べている現状把握プロセスを管理し、ICT支援活動のデータベースの整備を目指している。このため、チュニス会合の開催中に、支援プロジェクトを登録するいわゆる「ゴールデンプック」の発足を会議場で発表し、そのなかで200件を超える登録済みのプロジェクトを紹介している。

ジュネーブ会合とチュニス会合の合意を組織的、機能的に実施するため、「インフラ」「コンテンツ」「開発」の3つの柱を代表する

ITU、ユネスコ、UNDP（国連開発計画）が中心になり、「行動方針調整機関会合」を開催して、実施に向けた調整が始まった。

また、2006年4月にマドリッドで開催された最高執行機関で、国連事務総長と最高執行機関が協議し、「情報社会に関する国連グループ」の設置を決めた。さらに国連事務総長は、ECOSOC（経済社会理事会）を通じて、2006年6月までに、実施面での関係機関間の調整のやり方について国連総会に報告することとなっている。

一連の手続きを経て、2006年11月にトルコのアンタリアで開催されるITU全権委員会議で、進捗状況などが報告される予定である。

WSISの合意に基づき、関連するすべての国際機関が実施のための調整を図りつつ「行動計画」を推進することになっているが、フォローアップの実施責任者が2006年2月に暫定的に決まり、これから始まるという状況にある。また、国連システム全体のフォローアップのために、ECOSOCの組織である科学技術開発委員会を改革して、WSISの結果を全体としてフォローアップできるようにする体制の検討が始まっている^{※5}。

こうした動きを見ても明らかなように、国際機関が新しいことを始めるときは、まず組織（受け皿）を整えている。また、この組織をつくるための調整に長時間を要している。さらに、実際の業務の開始は当該組織ができてからになるが、一般的には当該組織が自ら実施できる権限や予算を与えられることはない。これは、権限や予算をできるだけ与えようとする開発途上国と、新たな権限や予算をできるだけ与えたくない先進国との間で意見が違ふことが多く、関係国間の調整が困難と

なる場合が生じるからである。

このように国際機関の本来的な性格から、WSISの合意の実施についても、迅速に意思決定し、迅速に実施できるシステムの構築には、関係国の共通の理解がなかなか得られにくい状況にあると考えられる。

（2）ITUの権限の強化

ITUの会議には、既述のように全権委員会議や、各セクターの総会としての会議などがあり、基本的にこれらの会議は同様の運営がされている。そのITUの会議の一つであるWTDC（世界電気通信開発会議）は既述のように、WSISのチュニス会合の後、初めて開催されたITUの大規模な会議であった。

第4回WTDCは、それまでの3回のやり方を継続するか、WSISの合意を受けてデジタルデバイド解消のために電気通信開発部門の行動計画を抜本的に見直すか、という岐路の会議であった。結果的には、WSISの結果を踏まえつつ、従来のやり方を踏襲することとなった。

デジタルデバイドの解消は、電気通信開発部門が本腰を入れて取り組むべき中心的な課題であるにもかかわらず、WTDCの中では、事務局によるWSISの概要報告と若干の審議が行われ、決議30が採択されたという状況であった。決議30の審議にもあったように、電気通信開発部門が取り組むべき新たな課題を具体的に列挙しようとする、参加国の一部が反対し、抽象的な決意表明しか合意文書として残せないという状況も見られた。

このように先進各国は、総論としてはデジタルデバイドの解消に向けて国際社会が努力することに賛意は表しているものの、追加費

用を必要とする個別具体的な案件や、新しいことを実施するための業務や権限の追加には反対意見も強くなるなど、デジタルデバイドの解消に一枚岩で取り組んでいるとはいえない状況にある。

他方、ITUは国際機関として、WSISの合意事項の一部を自ら実施することに強い関心を有しており、ITUの憲章を改正して新しい権限を追加することも次期全権委員会議の検討議題として準備が進められている。このため次期全権委員会議の審議が注目されるものの、新しい権限の付与や新しい支出を認め、積極的にITUを強化すべきであるとする開発途上国と、それに反対する先進国との対立が予想される。

さらに、国際機関の意思決定に要する期間の問題、行動の迅速性の問題など、ITUに新たな権限を追加しても、政府間国際機関であるがゆえに派生する問題が依然として残る。

3 大きな役割を期待される わが国の課題

(1) 国際公約の実現

既述のように、わが国は2000年の九州・沖縄サミットの際に、デジタルデバイド解消のために150億ドル程度の公的資金の供与を国際公約している。この国際公約を受けて、外務省は2001年8月に、国際的な情報格差に対するわが国の包括的協力策の実施状況を中心とした「我が国のITに関する国際協力」を公表した³⁵⁶。

それによると、各国における重点課題を聴取するために政策対話ミッションが派遣され、併せて国際協力事業団（当時の名称、現在は国際協力機構）と国際協力銀行がそれぞ

れ調査団を派遣している。また、2000年のIT（情報技術）協力の実績として、政策・制度づくりへの知的貢献、人づくり、情報通信基盤整備・ネットワーク化整備、援助実施に際するIT利用の促進のそれぞれの具体例を紹介している。さらに、2001年度のIT協力について、外務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、財務省の各省に予算が計上されている事業を紹介している。

しかし、2003年8月に改定されたODA大綱の中には、2000年の九州・沖縄サミットを受けてのデジタルデバイド解消についての特記が見当たらない。また、2005年2月に改定されたODA中期政策でも、ODA大綱と同様に重点課題を、「貧困の削減」「持続的成長」「地球の規模の問題」「平和の構築」の4つに整理している。

ICTについては、既述のように、「持続的成長」の中で従来の協力の一環として取り上げられているが、「貧困の削減」や「地球の規模の問題」の中では取り上げられていない。

ICTに対するアクセスの整備は、経済の発展に大きく寄与し、所得や経済活動との相関が高い。また、ODA中期政策を策定した2005年2月の時点では、国際社会がデジタルデバイドの解消を地球の規模の課題として認識しており、国連サミットとしてWSISのジュネーブ会合が1年前に開催され、2005年11月のチュニス会議の開催が予定されていて、WSISは周知の事実であった。これらのことを考えると、「貧困の削減」や「地球の規模の問題」で触れていないのは、日本政府としてデジタルデバイドの解消に対する取り組みが消極的であったような印象を与える。

また、IT戦略本部が、デジタルデバイド

の解消を提唱しているが、実施については関係省庁が行うこととなっており、同本部自ら実施する権限や予算措置などの裏付けが伴っていないという状況にある。

さらに、ODAでは保健、医療、教育、水資源などのBHNに重点が置かれる傾向にあり、ICT分野のインフラ整備は、相手国の社会インフラの整備状況や、わが国のODAにおける他の社会インフラ供与とのバランスを考慮して実施されている。加えて、近年の開発途上国における電気通信事業の民営化の影響や、優先順位の問題などで、わが国のICT分野のODAは減少傾向となっている。

最近の事例として、2006年5月に第4回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議（太平洋・島サミット）が沖縄で開催された。この首脳宣言に先立ち、島嶼国・地域へ今後3年間で総額450億円のODAの供与を表明し、重点分野を「経済成長」「持続可能な開発」「良い統治」「安全確保」「人と人との交流」の5つとして支援することとされた³⁵⁷。しかし、この会議でもICTは重点分野としては位置づけられていない。

（2）鍵を握る7つの改革

こうした状況を考えると、今後わが国が本格的に国際的なデジタルデバイドを解消し、国内的にも国際的にも評価されるようになるためには、時間がかかる通常のODAの事務手続きによらずに、迅速な対応を行うことと目に見える結果を出すことが必要である。

そのためには、以下のような改革ができるかどうか、今後のわが国のICT支援の鍵になると考える。

①いわゆる要請主義を改め、支援決定まで

の期間を短くする。

②各国のICTの整備・利用・活用に柔軟に対処するために、既存の協力の枠組みによらない迅速かつ柔軟なICT独自の協力の枠組みを構築する。

③現在各省庁に分散しているICT関連の支援を一元化し、ICT協力として全体的な把握ができるような権限を持つ組織を設置する。

④UNDP、世界銀行、アジア開発銀行などの機関に拠出しているICT関連の基金について、わが国の関与を現在よりも強め、実施状況の把握とともに意向の反映ができるようにする。

⑤グローバルな情報社会の構築を議題とする国際会議などで、日本のプレゼンスを高める。

⑥電気通信事業者が民営化されることによってODAの供与が減らされる状況にあるが、それぞれの国のユニバーサルサービスの達成状況も考慮し、単に経営形態だけでなく、ICT事業の公共性、ライフラインとしての役割も考慮して、ODAの供与を検討する。

⑦わが国のICT関係企業が、わが国のODAを中心としたデジタルデバイド解消の方策に、インセンティブを持つような仕組みを構築する。

4 求められるICT分野独自の財源と仕組み

以上、今後グローバルな情報社会を構築するために、国際機関における課題とわが国における課題を検討した。国際機関でも、わが国をはじめとする援助を供与する先進国、お

よび援助を受ける開発途上国でも、WSISの開催によって、首脳の間でICTの重要性に対する認識が深まってきている。しかし、ICTをBHNの一つとして保健、医療、水、食料並みに扱うべきであると主張しても、特に日々の生活に困窮する国では、理解が難しい状況にある。

そのため、デジタルデバイドを解消し、デジタルオポチュニティを創り、国際社会をグローバルな情報社会として構築するためには、BHNの優先順位に影響を受けずに、ICT分野が独自に財源を持ち、独自に行動できる仕組みが重要であると考え。

そのような意味からも、ICTだけを対象とするデジタル連帯基金の活動や、わが国のAPT（アジア・太平洋電気通信共同体）の特別拠出金を活用したアジア・太平洋域内のデジタルデバイドの解消施策などが、今後、目に見える成果を上げることを期待する。他の国際機関や各国は、その成果を見て、グローバルな情報社会の構築に向け、それぞれ最も効果的な方策で、重点的に支援策を推進するようになることを期待したい。

注

- 1 総務省「平成17年 情報通信に関する現状報告」2005年6月
- 2 総務省「平成17年 情報通信に関する現状報告」2005年6月
- 3 <http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/fallingthru.html>
- 4 <http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/digitaldivide/summit>
- 5 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/it1.html/1#18
- 6 参加した開発途上国は、ボリビア、ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、セネガル、

南アフリカ、タンザニア。

- 7 第2回以後の会議の参加組織は、ICTタスクフォース、国連アフリカ経済社会委員会、WHO、WSIS事務局、国際商業会議所、フランコフォニー（フランス語圏の国々を中心にした国際機関で、2005年末現在の加盟国49、準加盟国4、オブザーバー国10）、アイルランド、ウクライナなどである。なお、中国は参加メンバーとされていたが、すべての会議に欠席した。
- 8 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/genoa/it5.html
- 9 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/it/genova_kodo.html
- 10 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g8_africa1.html
- 11 <http://www.un.org/documents/ecosoc/docs/2000/e2000-19.pdf>
- 12 <http://www.un.org/millennium>
- 13 <http://www.unicttaskforce.org/about/planofaction.html>
- 14 UN Press Release, DEV/2572, PI/1707, April 17, 2006
- 15 <http://www.un.org/millenniumgoals>
- 16 http://www.itu.int/dms_pub/itus/md/03/wsis/doc/S03-WSIS-DOC-0004!!PDF-E.pdf
- 17 http://www.itu.int/dms_pub/itu-s/md/03/wsis/doc/S03-WSIS-DOC-0005!!PDF-E.pdf
- 18 <http://www.itu.int/wsis/docs2/tunis/off/7.pdf>
- 19 <http://www.itu.int/wsis/docs2/tunis/off/6rev.1pdf>
- 20 <http://www.itu.int/wsis/tffm/final-report.pdf>
- 21 2006年4月現在のメンバーは11カ国（アルジェリア、ブルキナファソ、ドミニカ、ガーナ、赤道ギニア、フランス、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、中国、セネガル）、1国際機関（フランコフォニー）、3県（フランス・ローヌアルプ県、スペイン・バスク県、イタリア・ピドモンテ県）、5都市（セネガル・ダカール市、スイス・ジュネーブ市、フランス・リヨン市、パリ市、ドミニカ・サントドミンゴ市）である。
<http://www.dsf-fsn.org/en/15c-en.htm>

- 22 <http://www.wgig.org/docs/WGIGREPORT.pdf>
- 23 ルートゾーンファイルとは、認められたすべてのTLD（トップレベルドメイン）から構成されるもので、TLDの委任、再委任、ネームサーバーの変更のすべてに最終的にアメリカ政府の承認が必要となっている。http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/domainname/USDNSprinciples_06302005.htm
- 24 <http://www.intgovforum.org/meeting.htm>
- 25 <http://www.intgovforum.org>
- 26 <http://www.itu.int/wsis/implementation/index.html>
- 27 <http://www.itu.int/wsis/implementation/consultation24feb.html>
- 28 <http://www.itu.int/ITU-D/wtdc06/DohaDeclaration.html>
- 29 WTDC'06, Document, 221-E
- 30 ITU Council 2006, Document, C06/7-E
- 31 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/it.html
- 32 J-Netは、東京と沖縄に設置するコアセンターと開発途上国の人づくり拠点に設置するサテライトセンターを衛星回線などで結び、遠隔研修などを実施するもので、現在はインドネシア、マレーシア、フィリピン、ラオスにサテライトセンターを設置している。なお、現在の名称はJICA-Netに変更されている。
- 33 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/souron/2005_dac.html
- 34 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html>
- 35 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/news/index.html>
- 36 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/honbun.html>
- 37 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/010122honbun.html>
- 38 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/010329honbun.html>
- 39 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/010626.html>
- 40 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618honbun.html>
- 41 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf>
- 42 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ejapan2003/030808honbun.html>
- 43 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040206honbun.html>
- 44 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ejapan2004/040615honbun.html>
- 45 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040910honbun.pdf>
- 46 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/050224/050224pac.html>
- 47 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>
- 48 <http://www.dosite.jp/asia-bb/jp/index.html>
- 49 http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040325_2_b.pdf
- 50 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060404_3.html
- 51 <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N05/502/72/PDF/N0550272.pdf?OpenElement>
- 52 <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N05/487/60/PDF/N0548760.pdf?OpenElement>
- 53 2005年国連世界サミットの決議（A/RES/60/1）パラグラフ60
- 54 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/doukou/mdgs.html>
- 55 <http://www.unctad.org/Templates/meeting.asp?intItemID=2068&lang=1&m=11797>
- 56 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/it/kyoryoku_j.html
- 57 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ps_summit/palm_04/about.html

著者

大橋郁夫（おおはしいくお）
理事
専門は情報通信政策